

2015 年 3 月 11 日発行

発行（弁）公園通法律事務所 自治体債権グループ
代表弁護士 瀧 康 暢

◆今号の目次

【1】連携業務案内（一部略）

【2】生活再建型滞納整理の取組み事例（略）

【3-1】租税債権QA

特別徴収義務者の分納誓約による分割納付を認めてよいか。分割納付の途中で特別徴収義務者が破綻した場合、自治体に責任は生じないか。

【3-2】税外債権QA（今号はお休み）

【4】無料マニュアル配布のお知らせ（略）

【5】今後の研修会のお知らせ

【1】当事務所の自治体債権回収支援業務のご案内

〔上位高額回収困難債権の回収・整理の支援〕

例えば、

住宅使用料の滞納額・滞納期間トップ 30 件を処理したい。

上下水道使用料の滞納額・滞納期間トップ 50 件を処理したい。

焦げ付いて、塩漬けになっている数十件の貸付金の整理回収を 2 年以内に行いたい。

というような要望にお応えします。

◆メリット

担当者が一人で抱えていた事案について、弁護士と複数の職員で対応を検討することにより、塩漬けになっていた債権の回収に動きが出てくる。

次の一手（所在調査か、財産調査か、呼出か、支払督促準備か）が明確化でき、担当者の精神的な負担が減る。

2～3 か月に 1 回、定期的に進捗状況の確認を行うので、確実に困難債権が処理できてゆく。

回収不可能な債権については、自信をもって債権放棄できる。

◆具体的な業務内容および契約金額

自治体に出張して、指導することになりますので、距離、取扱事件数などによって異なってきます。

詳しくは、当事務所ホームページをご覧ください。

【2】生活再建型滞納整理取組み事例

（ホームページでの公開は当面控えさせていただいております）

【3－1】租税債権Q A

Q. 特別徴収義務者の分納は認められるか。分納を認めた後、特別徴収義務者が倒産した場合、問題は生じないか。特別徴収義務者が滞納した場合、従業員の納税証明の記載をどうするか。

[質問事項]

Q. 1

特別徴収義務者が、会社の経営が苦しいので、特別徴収した市税を分納したいと申し出てきた場合、それは可能でしょうか。

Q. 2

特別徴収義務者が従業員の市税を滞納すると、個々の従業員の納税証明書には、「市税滞納あり」と記載されます。分納を受け入れた場合も、同様の記載になります。

従業員の方は、特別徴収された時点で市税は納付済みと思っていますのでトラブルとなることがあります。トラブルを避ける方法はないでしょうか。

また、分納の受け入れ後、会社が倒産し、特別徴収金の納税が不可能となった場合、従業員から責任を問われませんか。

[質問の背景]

現在、自治体から特別徴収義務者の指定（地税法 321 条の 4）が、積極的に推進されています（「強制特徴」などという俗称もあるようです）。

しかし、初めて特別徴収義務者に指定される事業主は、必ずしも経営が安定しているわけではありません。特別徴収税額に未納が生じれば、事業主に対して、滞納処分を行うこととなりますが、当該事業所を倒産の淵に追い込むことにもなりかねません。よい方策がないか、現場で模索が始まっています。

A 1. 特別徴収義務者の分納誓約の可否

[結論]

分納誓約は、法律に定められたものではないので、申し出に応じても、違法とはいえません。

[注意点]

会社が、従業員の給料から特別徴収（天引き）した金銭を一時的に会社の運転資金に流用していることは明らかなです。内容によっては、「業務上横領罪」に該当する可能性もあります。分納に応じることは、会社の横領行為を事実上、黙認したとの指弾を受ける可能性もあり、極めて慎重でなくてはなりません。

かといって、直ちに滞納処分を行えば、会社倒産の引き金を引くことにもなりかね

ません。特に、特別徴収金を納期に納められない特別徴収義務者の経営は危ういことが想定されます。特別徴収義務者の資金繰り等を十分に調査の上、分割納付が必要なのか、また可能なのか、厳しく検討することが必要です。

A 2. 納税証明書の「未納額あり」の記載によるトラブルの回避

[納税者の直接的な損害はない]

市税につき特別徴収義務者に指定された者に雇用されている給与所得者の場合、特別徴収義務者が特別徴収税額を納付しなかったとしても、給与所得者は、市から督促や滞納処分を受けることはありません。特別徴収によって徴収する期間の税額については、特別徴収義務者に対してのみ請求・督促・滞納処分することができ、本来の納税者に対しては、請求・督促・滞納処分することができないからです（昭 42 自治大税務別科質疑回答）。

したがって、市が事業主の特別徴収額の分納を受け入れた後、全額納付にいたる前に、事業主が倒産し、納付が不能となったとしても、給与所得者に直接の損害（市税を二重納税する損害）は発生せず、その損害賠償請求を受けることはありません。

[間接的な損害]

ただし、税金の未納額がない旨の納税証明が得られないことによる間接的な損害が生じる可能性があります。例えば、銀行の住宅ローン融資や金融機関の事業資金融資の審査が通らない、自治体のサービス制限条例により公営住宅に入居できない等の可能性は十分に想定されます。

こうした不利益扱いを回避するために、給与所得者が二重納税を強制されたのと同じ結果となる事態も生じます。

この間接的な損害について、特別徴収義務者の分納誓約を受け入れた自治体が責任を負う可能性はあります。ただし、責任を負うかどうかは、事案ごとに判断することになり、結論は様々でしょう。

[対応策一 納税証明の記載]

最善の対応策は、納税証明書に、「平成●年○月より同年●月まで、特別徴収義務者は、納税義務者の給与所得に係る特別徴収税額の月割額を毎月徴収していたが、特別徴収義務者がその納入を怠っている」旨、備考欄を設けて記載するということになるでしょうか。

納税証明書では、未納の額の証明をしなければならないことになっていますが（地税法 20 条の 10、施行規則 1 条の 9）、その未納となっている理由を追記することを地税法は否定するものではないと解されます。

[対応策二分納誓約を受け入れたことによるリスク回避策]

分納を受け入れた後、分納の履行完了前に特別徴収義務者が倒産し、完納ができなくなった場合、住民から責任を問われる可能性は否定できません。

リスクを少しでも減らす方法としては、

- ①分納誓約ではなく、徴収猶予（地税法 15 条）の手続を取るべきです。そして特別徴収義務者が法人の場合は、その代表者に納税保証をさせるか、手形で保証させる（手形を使っていればですが）べきです（地税法 16 条 1 項 6 号）。

②分納誓約ですませる場合も、代表者の納税保証を取っておくべきです。

③翌年から、特別徴収義務者を通じた納税者への特別徴収の通知を行わず、普通徴収とする。事業主の特別徴収義務は、毎年の特別徴収の方法により徴収する旨の通知（地税 321 条の 4 第 1 項後段、第 2 項）によって負うことになるので、この通知がなされなかったときは、特別徴収義務者は、特別徴収義務を負わないこととなります。普通徴収に戻した後は、会社は特別徴収による納税義務者でなくなるので、翌年からのリスクは回避できます。

上記、いずれの方法も実務で頻繁に行われているわけではないので、すぐに業務仕様として行うことは、難しいかもしれませんが、少しでもリスクを回避する方法といえるでしょう。

【3－2】税外債権 Q A（今号はお休み）

【5】研修会・講演会の予定（自治体債権管理・回収、生活再建型滞納整理）

2015 年

- 4 月 17 日 愛知県小牧市収納対策室（庁内研修）（予定）
「債権管理・回収研修会」
- 4 月 28 日 和歌山県職員研修所 「税外債権管理回収研修」
- 5 月 14 日 山梨県甲斐市 民生委員研修「生活困窮者自立支援」
- 5 月 22 日 静岡市財政局財政部財政課債権管理係（庁内研修）（予定）
「税外債権管理、回収研修会」
- 6 月 10 日 岡山県市町村振興協会
市町村職員研修会「公債権回収事務研修」（予定）
- 6 月 11、12 日 岡山県市町村振興協会
市町村職員研修会「私債権回収事務研修」（予定）
- 6 月 17、18 日 市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）（千葉幕張）（予定）
「使用料等の滞納債権の回収強化」クラス「非強制徴収公債権、私債権の適正管理・回収のポイント」
- 6 月 23 日 和歌山県職員研修所 「税外債権管理・回収研修」
- 6 月 25、26 日 滋賀県市町村職員研修センター（予定）
「税、税外債権徴収担当職員研修・基礎編」
- 7 月 2、3 日 滋賀県市町村職員研修センター（予定）
「私債権等徴収事務担当職員研修・応用編」
- 8 月 25 日 彩の国さいたま人づくり広域連合（予定）
「私債権（使用料等）徴収事務」研修

■メルマガの送信先

本メールは、（弁）公園通法律事務所および弁護士瀧康暢が、名刺をいただいた自治体

職員の皆様および配信に同意いただいた自治体徴収関係職員の皆様のメールアドレスを宛先として配信しています。

■メールマガジンの配信停止について

=+=